

市長との話し合い事業 平成28年度 実施報告

市では、市長が各区に出向き、市民と直接話し合う「市長との話し合い事業」を実施しています。平成28年度は、下表のとおり3カ所で開催しました。

この事業は、各区からの申し出により開催しているもので、市長をはじめ副市長、教育長、各部長が出席します。話し合いの当日は、事前に提出された議題に回答するほか、当日出された質問に対しても、その場で市長や担当部長が回答します。

昨年度の話し合いでは、道路整備や人口減少社会への対応、防災対策などに関する議題が多く出されました。平成29年度も引き続き事業を実施し、より多くの声を市政に反映させてまいります。



▲市長との話し合い事業の様子（北鹿区）

地区	とき	ところ	議題（項目のみ一部抜粋）
1 北鹿	7月13日（水）	北鹿公民館	地域農業の活性化策について、少子化の現状と学校の統廃合について、空き家への対策について、高齢者医療・福祉サービスについてなど
2 東郷	8月8日（月）	大前神社会館	市道1104号線と1122号線の道路補修について、市道111号線のスピード違反対策について、五行川に架かる橋梁の照明灯・捕虫灯についてなど
3 鷲巣	2月6日（月）	鷲巣自治会館	人口減少社会への対応について、市役所新庁舎について、地域資源の情報発信について、高齢者に優しい公共交通について、自主防災組織についてなど

【問い合わせ】秘書課広報広聴係 ☎ 83・8100 FAX 83・5896

平成28年度 市長への手紙・メール

平成28年度も、市民の皆さまから、たくさんの貴重なご意見やご提案をいただきました。その一部について、内容を抜粋してご紹介します。

【質問】
 中学生の通学路で危険と思われる場所があります。ここ数年で、朝夕はかなりの交通量になり、横断歩道を自転車で渡ろうとする子どもたちがいても止まらない車が多く、何度か接触しそうになっているところを見かけます。信号機の設置などの対策をお願いします。

【回答】
 ご指摘いただきました場所につきましては、真岡西小学校のスクールガードの方に、児童の登校に合わせて見守りをしていただいております。信号機につきましては、交通の危険度や事故発生状況等を警察署が調査し、栃木県公安委員会が設置しております。現在、真岡警

察署に58件の設置要望を出しておりますが、1年間に1〜2カ所程度の設置となっており、ご要望にすぐに応えることは難しい状況にあります。また、自転車を利用する中学生は、安全に横断できる信号機のある場所を利用するように、中学校に伝えました。

さらに対策として、真岡警察署に、自動車の運転手へ注意を促す看板の設置と線が薄くなっている横断歩道の更新を依頼しました。今後もお気付きの点をお聞かせください。また、ご理解とご協力をお願いいたします。

【質問】
 私は高校野球が大好きで、いつも応援しています。今年、作新学院が54年ぶりに全国制覇し、真岡市

出身の鮎ヶ瀬一也選手の大活躍に興奮しました。鮎ヶ瀬選手に市長賞メダルの贈呈はないのでしょうか。生まれ育った真岡市からの表彰は、今後の活躍にもつながっていくのではないのでしょうか。ご検討をお願いします。

【回答】
 夏の甲子園大会における作新学院野球部の優勝は、私たちに大きな感動を与え、大会で活躍した真岡市出身の鮎ヶ瀬選手は、市民の誇りであり、市長賞メダルの贈呈につきましては、今回の作新学院の全国優勝は受賞対象となりますが、市の要綱により、スポーツ部門と芸術文化部門別に1度限りとしており、鮎ヶ瀬選手は既に小学校5年生時に受賞しているため、再度の受賞がありません。そのため、全国的に注目されている大会で顕著な活躍をした鮎ヶ瀬選手には、その功績をたたえるため、特別功労賞を贈る予定をしております。※平成28年9月に市長特別賞「特別功労賞」を贈呈

皆さまのご意見をお聴かせください

皆さまからいただいたご意見やご提案は、可能な限り市政に反映させていきたいと考えております。ご意見やご提案に対し、お返事をお送りするために、氏名・住所・電話番号（メールアドレス）の記入をお願いします。

なお、特定の個人や団体を批難するものや不当要求の内容を含むもの、営利・営業を目的とするもの、内容の主旨が不明確なものなどについては、回答いたしかねますのでご了承ください。

市長への手紙 **ポスト設置場所** … 市役所本庁舎西側1階、二宮支所、市民館、市民館各分館、生涯学習館、二宮尊徳資料館、二宮体育館

市長へのメール **市ホームページから** … 【<http://www.city.moka.tochigi.jp/11,0,54,292.html>】

【問い合わせ】秘書課広報広聴係 ☎ 83・8100 FAX 83・5896



環境課からお知らせ

◆6月は不法投棄等防止 重点監視月間です

不法投棄をしない！許さない！させない！

6月は、廃棄物等の不法投棄および野外焼却等を防止するため、監視活動（パトロール）を強化します。一人一人がマナーを守り、清潔で美しいまちにしましょう。

◆野外焼却は 禁止されています

家庭から出るごみは分別し、「資源①・②」や「もえるごみ」、「その他（もえないごみ）」、「粗大ごみ」の収集日にしましょう。

住みよい生活環境づくりのため、皆さま一人一人の自覚と実践をお願いします。



【問い合わせ】環境課清掃係 ☎ 83・8126 FAX 83・5896